

Google ビジネスプロフィール登録推進業務

業務仕様書

令和 6 年 4 月
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「Google ビジネスプロフィール登録推進業務」（以下「本業務」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

(1) 目的

岩手県内の観光関連事業者（飲食店、観光施設、宿泊施設等）を対象とした Google ビジネスプロフィールの登録に関するセミナーを開催し、旅マエ及び旅ナカにおける情報発信を強化し、受入態勢整備を行うことにより、県内周遊の促進を図ること。

(2) 業務概要

- ア 周知・集客業務
- イ セミナーの開催及び運營業務
- ウ マニュアル等作成業務
- エ 進捗管理・業務報告等

(3) 業務件名及び数量

「Google ビジネスプロフィール登録推進業務」一式

(4) 委託期間

契約締結日から令和6年8月30日（金）まで

2 業務内容（仕様）

(1) 周知・集客業務

業務内容は下記のとおりとする。

- ア セミナー参加者を募集し、問合せ及び参加申込に対応すること。
- イ セミナーへの参加を募集するチラシデータを作成すること。
- ウ セミナーへの参加申込は、QRコードやURLから容易に可能なものとする。

(2) セミナーの開催及び運營業務

業務内容は下記のとおりとする。

- ア セミナーの開催及び運営を行うこと。
 - セミナーの内容については、下記のとおりとする。
 - (㊦) 講義内容：観光関連事業者に対して、Google ビジネスプロフィールの登録の必要性を伝える内容とすること。また、下記の内容を含むこと。
 - ・ 登録方法について
 - ・ 登録の必要性や効果について
 - ・ 観光事業者等の活用事例
 - ・ 登録後の運用について
 - (㊧) 開催形式：現地とオンラインのハイブリット形式とすること。
 - (㊨) 集客目標：200人
 - (㊩) 実施回数：計1回
 - イ 講師を招請すること。
 - ウ 当日配布する資料を紙及びデータで作成し、参加者へ配布すること。
 - エ セミナー終了後にアンケートを実施すること。

(3) マニュアル等作成業務

業務内容は下記のとおりとする。

- ア 講義内容を録画・編集した動画を作成すること。
- イ Google ビジネスプロフィールの登録から活用までを記載したマニュアルを作成すること。
なお、当該マニュアルはセミナー当日に配布できるよう準備すること。
- ※ Google ビジネスプロフィールのオーナー登録については、県ホームページで公表している「Google ビジネスプロフィールオーナー登録マニュアル」をもとに作成すること。
URL：<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/kankou/1047998/1073586.html>

(4) 進捗管理・業務報告等

ア 進捗管理

本業務実施にあたっては進捗管理を行い、県が報告を求めた事項について速やかに報告すること。

イ 業務報告

次に掲げる実績について、県に報告すること。報告にあたっては、印刷物と併せて電子媒体でも提出すること。

(ア) 実績報告書

(イ) セミナー参加者一覧

(ウ) セミナーアンケート原本及び回答集計表

(エ) 研修用動画（電子媒体のみの提出）

(オ) マニュアル

3 契約に関する条項

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（称号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して書面で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用できることとする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年 12 月 22 日岩手県条例第 49 号）を遵守しなければならない。

(6) 帳簿書類

受託者として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の時から 5 年間保存すること。

(7) 委託金額の積算

当該委託事業に要した経費の実績額が委託金額を下回る場合は、当該金額をもって委託金額をすること。

(8) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うもの。